

九頭竜川・北川減災対策協議会

担当者会議を開催

～改正水防法に基づく現協議会の変更内容の確認、
来年度実施する取組内容に関して意見交換を行いました～



昨年度の改正水防法の施行に伴い、九頭竜川・北川減災対策協議会の法定協議会への移行に向けた協議会規約などの変更点について協議しました。また、協議会で来年度実施予定の取組内容について、協議会構成員担当者と情報提供・共有を図ることにより、きめ細やかな取組内容になるよう意見交換を行いました。

会議概要

- 日時：平成30年3月20日（火） ■場所：若狭町三方庁舎 2階 第1会議室 ■参加者 16名
- 主な議事
 - 改正水防法に基づく法定協議会への移行について
 - 来年度取組予定の「関係者の役割分担をより明確にしたタイムラインの作成」を取り組むうえでの実施方法について
 - 洪水情報のプッシュ型配信に関する広報について
 - マイ・タイムラインについて【事務局からの事例紹介】

議事概要

- 法定協議会に向けて、協議会名称や規約等の修正箇所については、事務局より文章を作成し、構成員担当者を通じて変更手続きを行う。
- 関係者の役割分担をより明確にしたタイムラインの作成については、事務局より情報提供などの協力や助言を行うことにより、各市町の担当者が円滑に作成できるようサポートする。
- 洪水情報プッシュ型配信に関する広報については、市町が発行する広報誌を活用して取り組み、記載する文案・内容、広報誌紙面スペースなどについては、事務局と担当者間で調整を図っていく。



協議会の構成メンバー

その他情報提供

- マイ・タイムライン検討会は2月に福井市にて実施済で来年度、別地区での開催を予定しています。NPOや福井県防災士会を通じこの取り組みを各地で開催をすることで、更なる防災意識の向上を図っていきたい。

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局
福井河川国道事務所 河川管理第一課
〒918-8015
福井市花堂南2-14-7
TEL 0776-35-2661

